

大雨から守れる大切な町

～流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する～

5月15日(日)から21日(土)は総合治水推進週間です

大口町は全域が 特定都市河川流域に指定されています



愛知県での特定都市河川浸水被害対策法に関する取り組みのシンボルマーク

このシンボルマークは、雨のしづくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

透設施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

● 浸水被害を防ぐ総合治水対策

山林や田畠などには、雨水を一時的に貯め、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きがあります。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入つてくるようになつたために、洪水の危険性が増しています。

このため、山林や田畠を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下水にしみ込ませたりする雨水貯留浸

透設施設の設置が、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。

● 「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく取組

新川流域では、「総合治水対策」を進めてきましたが、平成12年に東豪雨による甚大な被害を受け、さらに、洪水の危険性が増しています。

そこで、平成18年に新川流域を特

定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取組を行っています。

① 雨水浸透阻害行為の許可等

など締め固められていない土地で行う500m以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

田畠など締め固められていない土地で行う500m以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

田畠など締め固められていない土地で行う500m以上の開発（雨水浸透阻害行為＝土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要で、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

② 流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

③ 保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備をしていただいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図っています。

④ 都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における田畠かつ迅速な避難の確保を図ります。

● デジタルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いたパネルの展示をおこないます。ぜひご覧ください。

場所	期間
ほぼえみプラザ1階 フロア	5月27日(金)から6月2日(木) 皆さんでわいわいと

● 風呂水を落とすタイミングは降雨時を避けましょう。



※36万世帯の風呂水の容量で雨水貯留浸透施設を設置すると約7万m³相当となります。



問合せ先

建設課

☎ 95-116260

● 総合治水ホームページ
総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
<http://www.sougo-chisui.jp>